**広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域コミュニティにおける避難対策の自主的な取組を支援するため、広島市防災ライブカメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和３６年広島市規則第５８号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

　⑴　防災ライブカメラ（以下「防災カメラ」という。）とは、土砂災害や河川等で洪水の恐れが高い公共空間を撮影対象とし、山沢や崖において普段と異なる現象や河川の増水など災害危険の高まりを認識して、早めの避難行動や呼び掛け避難を促進することを目的として特定の場所に常設し、常時又は適時撮影する機能及びスマートフォン等からインターネットにより画像確認が可能な機能とその他関連機器で構成されたものをいう。

　⑵　自主防災組織とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条の２第２号に規定する組織のことをいう。

（補助対象組織）

第３条　市長は、次に掲げる組織が設置する防災カメラに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

⑴　本市の市立小学校区単位で連合化された自主防災組織（以下「連合組織」という。）

⑵　市立小学校の統合等の理由により連合組織以外で組織されたもののうち、市長が認めた自主防災組織（以下「認定組織」という。）

⑶　本市の町内会又は自治会単位を基本とした自主防災組織（以下「単位組織」という。）

（補助対象組織）

第３条　市長は、次に掲げる組織が設置する防災カメラに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

⑴　本市の市立小学校区単位で連合化された自主防災組織（以下「連合組織」という。）

⑵　市立小学校の統合等の理由により連合組織以外で組織されたもののうち、市長が認めた自主防災組織（以下「認定組織」という。）

⑶　本市の町内会又は自治会単位を基本とした自主防災組織（以下「単位組織」という。）

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、防災カメラの設置及び管理に要する次の各項各号に掲げる経費とする。なお、現に設置している機器の修理、移設及び撤去に係る経費は補助対象外とする。

２　前項の規定において、防災カメラの設置に要する補助対象経費（以下「防災カメラ設置費補助金」という。）は、次に掲げる経費とする。

　⑴　防災カメラの機器の購入、リース又はレンタルに係る経費

⑵　防災カメラの機器の設置工事に係る経費

⑶　インターネット通信環境整備に係る経費

　⑷　その他必要と認める経費

３　第１項の規定において、防災カメラの管理に要する補助対象経費（以下「防災カメラ管理費補助金」という。）は、次に掲げる経費とする。

　⑴　防災カメラの機器のリース又はレンタルに係る経費

⑵　防災カメラの動作に使用する電力消費に係る経費

⑶　インターネット回線のデータ通信に係る経費

（機器の機能）

第５条　防災カメラは別表に定める機能を有するものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の補助率及び限度額並びに対象経費は、予算の範囲内において、防災カメラ１台あたり次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 補助率 | 限度額 | 対象経費 |
| 初年度 | １００％ | ３０万円 | 防災カメラの機器の購入、リース又はレンタルに係る経費防災カメラの機器の設置工事に係る経費インターネット通信環境整備に係る経費防災カメラの動作に使用する電力消費に係る経費インターネット回線のデータ通信に係る経費その他必要と認める経費 |
| ２年度目 | ５０％ | ４万円 | 防災カメラの機器のリース又はレンタルに係る経費防災カメラの動作に使用する電力消費に係る経費インターネット回線のデータ通信に係る経費 |

２　前項に定める補助金の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第７条　防災カメラ設置費補助金の交付を受けようとする連合組織、認定組織又は単位組織（以下「申請者」という。）は、あらかじめ所定の事前協議申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　防災カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面並びに写真

　⑵　防災カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

　⑶　組織規約及び役員名簿

（補助金の交付の内示）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象組織とすべきものと認めたときは、速やかに所定の内示書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて内示することができる。

３　市長は、第１項の規定による審査により補助対象組織とすることが不適当と認めたときは、速やかにその旨を通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第９条　前条の規定による補助金の交付の内示を受けた者は、所定の交付申請書（様式第３号）を、市長に提出するものとする。

２　前項の規定において、防災カメラ設置費補助金の交付申請書には、次に掲げるものを添付するものとする。

　⑴　防災カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面並びに写真

　⑵　見積書

　⑶　設置する防災カメラのカタログやシステム構成図等の資料

　⑷　設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類

（以下「防災カメラ設置同意書」という。）

　⑸　防災カメラ設置事業収支予算書

　⑹　防災カメラ管理運用規程

　⑺　管理運用責任者届出書

　⑻　その他市長が必要と認める書類

３　第１項の規定において、防災カメラ管理費補助金の交付申請書には、次に掲げるものを添付するものとする。

　⑴　防災カメラのリース又はレンタル料金算定書の写し又はそれに代わる書類

　⑵　電気料金算定書の写し又はそれに代わる書類

　⑶　インターネット通信料金算定書の写し又はそれに代わる書類

 ⑷　その他市長が必要と認める書類

４　２年度目の防災カメラ管理費補助金を受けようとする者は、第１項の規定に関わらず、所定の交付申請書（様式第３号）に、前項各号に掲げるものを添付して、補助事業実施１０日前までに市長に提出しなければならない。

５　第４条第２項及び第３項に定める補助金の交付の申請は、同一の補助対象組織につき１回かつ１台限りとする。ただし、防災カメラを設置した日から５年を経過した場合は、再申請を可能とする。

（補助金の交付の決定）

第１０条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、所定の交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

３　市長は、第１項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　補助金は、前条の交付決定通知を受けた者（以下「防災カメラ設置者」という。）からの交付請求（様式第５号）に基づき、概算払により交付する。

（補助金の交付の条件）

第１２条　市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の条件を付するものとする。ただし、この要綱の令和７年４月１日付け施行の際現に改正前の本条の規定により設置した防災カメラについては、改正後の本条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

　⑴　別に定める広島市防災ライブカメラ管理運用要領を遵守すること。

　⑵　防災カメラで撮影された画像は、速やかにインターネットにより一般公開すること。

　⑶　防災カメラ設置者は、防災カメラを設置した日から５年間は当該防災カメラを適切に維持管理し、運用しなければならない。

　⑷　防災カメラを設置した後に、防災カメラを設置した場所を変更又は廃止しようとするときは、所定の設置変更・廃止申請書（様式第６号）、設置変更に係る図面及び写真、防災カメラ設置同意書等を市長に提出し、承認を受けること。

　⑸　防災カメラを設置した日から５年の間に、防災カメラを廃止した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応ずること。

　⑹　防災カメラを設置した場所を変更又は廃止する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

　⑺　防災カメラ設置者は、第４条に規定する設置工事等について、次の各号のいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

　　①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２　号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

　　②　広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者（以下「広島県公安委員会公表者」という。）

　　③　暴力団、暴力団員又は広島県公安委員会公表者と密接な関係を有する者。

（関係書類の整備）

第１３条　防災カメラ設置者は、防災カメラの設置及び管理に係る経費の収支を明らかにした書類、帳票等を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。

２　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳票等の提出を求め、又は検査することができる。

　（設置報告）

第１４条　防災カメラ設置者は、防災カメラの設置が完了したときは、所定の設置報告書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該カメラの設置が完了した日から起算して１０日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　設置した防災カメラにより撮影された画像

⑵　設置した防災カメラにより撮影された画像を、インターネット上で閲覧するために必要な情報（閲覧手順書、ＵＲＬ，ＩＤパスワード等）

　⑶　設置後の現況写真

　⑷　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第１５条　防災カメラ設置者は、防災カメラの設置及び管理に係る実績について、所定の実績報告書（様式第８号）を、補助対象年度の末日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の規定において、防災カメラの設置に係る実績報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

　⑴　防災カメラ設置領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

　⑵　防災カメラ設置事業収支決算書

　⑶　その他市長が必要と認める書類

３　第１項の規定において、防災カメラの管理に係る実績報告書には、次に掲げるものを添付するものとする。

⑴　防災カメラのリース又はレンタル料金領収証書又はその写し

　⑵　電気料金領収証書又はその写し

　⑶　インターネット通信料金領収証書又はその写し

　⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第１６条　市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、防災カメラ設置の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、所定の確定通知書（様式第９号）により、防災カメラ設置者に通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、防災カメラ設置の実績が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを防災カメラ設置者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

３　防災カメラ設置者は、補助金の額を確定した場合において過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理担当局長が定める。

　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 仕様 |
| 撮影機能 | 有効画素数 | ３８万画素以上 |
| 監視方法 | 常時撮影又は適時静止画を撮影でき、夜間（最低被写体照度０．５ルクス）でも撮影可能であること。（昼・夜でも河川の増水など、災害危険の高まりを確認できること。） |
| 環境機能 | 防水・防塵耐性 | IP43以上 |
| 温度範囲 | －１０℃～４０℃の環境下で使用可能であること。 |
| インターネット閲覧機能 | スマートフォンやパソコンから画像確認可能な機能を有すること。防災カメラの遠隔操作機能を有するものは、防災カメラ設置者のみ操作可能であること。 |

様式第１号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第7条関係）

広島市防災ライブカメラ設置補助金事前協議申請書

令和　　年　　月　　日

広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　組織名

代表者職・氏名

代表者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者連絡先

広島市防災ライブカメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

１　防災カメラ設置地区（●区■■△丁目地区等）

|  |
| --- |
|  |

２　設置理由等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組織名 |  | 世帯数 | 世帯 | 学区名 | 小学校区 |
| 防災カメラを設置する理由(該当項目にチェックを入れてください。該当がない場合は、背景も含め、具体的に記入してください。) |
| □　過去に土砂災害や洪水が発生したことがある。□　広島市地域防災計画において、水防活動上、特に警戒を要すると認め、指定した堤防、護岸、ため池、急傾斜地、造成宅地等である。□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　関係書類（提出書類に関し、不足等がないかご確認ください。）

□　防災カメラ設置場所及び撮影範囲を示した図面並びに写真

　　　（防災カメラの設置に際しては、組織内でよく話し合うとともに、設置場所の所有者や許可関係者の内諾を得ておく必要があります。）

□　防災カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

　□　組織規約及び役員名簿

４　その他（書類等に関する問合先）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名 |  |
| 電話・ＦＡＸ | 電話：　　　　　　　　　　　ＦＡＸ： |

様式第２号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第8条関係）

広危予第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

広島市防災ライブカメラ設置補助金交付内示書

　　　　　　　　　様

広島市長　松　井　　一實　　印

（危機管理室災害予防課）

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました広島市防災ライブカメラ設置補助金事前協議について、下記のとおり内示します。

記

１　防災カメラ設置地区

２　補助内示台数　　　　　　　　　　　　１　台

様式第３号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第9条関係）

広島市防災ライブカメラ設置補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　 組織名

代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者連絡先

代表者住所

担当者連絡先：氏名

連絡先

　広島市防災ライブカメラ設置補助金（防災カメラ設置費・防災カメラ管理費）の交付を受けたいので、広島市補助金等交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　防災カメラ設置地区

２　設置時期　　　　　　　令和　　年　　月　（ 設置予定・設置済 ）

３　補助申請金額　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　 内訳　防災カメラ設置費補助金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　 　　防災カメラ管理費補助金　　　　　　　　円

４　関係書類（提出書類に関し、不足等がないかご確認ください。）

　⑴　防災カメラ設置費補助金

□　防災カメラ設置場所及び撮影範囲を示した図面並びに写真

□　見積書

□　設置する防災カメラのカタログやシステム構成図等の資料

□　防災カメラ設置同意書（設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可

が得られていることを証する書類）

□　防災カメラ設置事業収支予算書

□　防災カメラ管理運用規程

□　管理運用責任者届出書

□　その他市長が必要と認める書類

　⑵　防災カメラ管理費補助金

　　□　防災カメラのリース又はレンタル料金算定書の写し又はそれに代わる書類

　　□　電気料金算定書の写し又はそれに代わる書類

　□　インターネット通信料金算定書の写し又はそれに代わる書類

　　□　その他市長が必要と認める書類

様式第４号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第10条関係）

広島市指令〇〇第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

広島市長　松　井　　一實　　印

広島市防災ライブカメラ設置補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました広島市防災ライブカメラ設置補助金を、次のとおり交付します。

１　交付金額　　　　　　　　　円

２　交付の条件

⑴　この補助金は、広島市防災ライブカメラの設置経費のうち以下の経費に充てること。

　　ア　防災カメラの機器の購入、リース又はレンタルに係る経費

イ　防災カメラの機器の設置工事に係る経費

ウ　インターネット通信環境整備に係る経費

　　エ　防災カメラの動作に使用する電力消費に係る経費

オ　インターネット回線のデータ通信に係る経費

カ　その他必要と認める経費

⑵　広島市防災ライブカメラ管理運用要領を遵守すること。

⑶　防災カメラを設置した日から５年間は当該カメラを適切に維持管理し、運用すること。

⑷　防災カメラを設置した後に、防災カメラを設置した場所を変更又は廃止しようとするときは、所定の設置変更・廃止申請書（様式第６号）、設置変更に係る図面や写真、防災カメラ設置同意書等を市長に提出し、承認を受けること。

⑸　防災カメラを設置した日から５年の間に、防災カメラを廃止した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応ずること。

⑹　防災カメラを設置した場所を変更又は廃止する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

⑺　防災カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員、広島県公安委員会公表者及び暴力団等密接関係者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

⑻　この補助金による防災カメラの設置及び管理にかかる経費について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

　　　これらの書類及び帳票は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、５年間保存しておくこと。

⑼　防災カメラの設置が完了したときは、その完了の日から１０日以内に所定の設置報告書（様式第７号）、設置した防災カメラにより撮影された画像及び撮影画像をインターネット上で閲覧するために必要な情報（閲覧手順書、ＵＲＬ、ＩＤﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ等）、設置後の現況写真を市長に提出すること。

　⑽　防災カメラの設置及び管理に係る実績について、補助対象年度の事業完了の日から４０日以内に所定の実績報告書（様式第８号）、防災カメラ設置領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し、防災カメラ設置事業収支決算書、電気料金領収証書等を市長に提出すること。

⑾　補助金の額を確定した場合において過金を生じたときは、速やかにこれを返納すること。

⑿　その他、広島市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第５号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第11条関係）

広島市防災ライブカメラ設置補助金交付請求書兼委任状

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　 組織名

代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者住所

広島市防災ライブカメラ設置補助金の交付を受けたいので、下記の金額を請求します。

記

１　請求額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　振込口座

　　補助金については、下記の口座に振込願います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振替依頼人 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 口座名義 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| フリガナ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行・金庫・組合・農協 | 金融機関コード | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 店舗名 | 店・所 | 店番 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 預金種別 | １　普通　　　２　当座 | 口座番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

３　委任状（口座名義が会計担当など、代表者と異なる場合には委任が必要です。）

　　上記金額の受領を下記の者へ委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 受任者 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |

※口座名義等がわかるよう、通帳の写しも添付してください。

様式第６号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第12条関係）

広島市防災ライブカメラ設置変更・廃止申請書

令和　　年　　月　　日

広島市長

組織名

代表者職・氏名

代表者連絡先

代表者住所

担当者連絡先：氏名

連絡先

広島市防災ライブカメラの設置について変更等の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　防災カメラ設置地区

２　変更内容

　⑴　設置台数の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 現在 | 変更後 |
| 台 | 台 |

⑵　設置場所の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 現在 | 変更後 |
|  |  |

３　変更・廃止理由

４　関係書類（提出書類に関し、不足等がないかご確認ください。）

　□　変更しようとする防災カメラの位置が分かる図面

　□　変更後の防災カメラの位置及び撮影範囲を示した図面並びに写真

　□　防災カメラ設置同意書（設置しようとする場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類）

　□　その他市長が必要と認める書類

様式第７号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第14条関係）

広島市防災ライブカメラ設置報告書

令和　　年　　月　　日

広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　 組織名

代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者連絡先

代表者住所

担当者連絡先：氏名

連絡先

　広島市防災ライブカメラ設置について、下記のとおり報告します。

記

１　防災カメラ設置地区

２　防災カメラを設置した日　　令和　　年　　月　　日

３　関係書類（提出書類に関し、不足等がないかご確認ください。）

□　設置した防災カメラにより撮影された画像

□　設置した防災カメラにより撮影された画像を、インターネット上で閲覧するために必要な情報（閲覧手順書、ＵＲＬ、ＩＤパスワード等）

□　設置後の現況写真

　□　その他市長が必要と認める書類

様式第８号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第15条関係）

広島市防災ライブカメラ設置補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　 組織名

代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者連絡先

代表者住所

担当者連絡先：氏名

連絡先

　広島市防災ライブカメラ設置補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

１　防災カメラ設置地区

２　防災カメラを設置した日　　令和　　年　　月　　日

３　関係書類

⑴　防災カメラ設置実績（提出書類に関し、不足等がないかご確認ください。）

　　□　防災カメラ設置領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

　　□　防災カメラ設置事業収支決算書

□　その他市長が必要と認める書類

　⑵　防災カメラ管理実績

　　□　防災カメラのリース又はレンタル料金領収証書又はその写し

□　電気料金領収証書又はその写し

　　□　インターネット通信領収証書又はその写し

　　□　その他市長が必要と認める書類

様式第９号（広島市防災ライブカメラ設置補助金交付要綱第16条関係）

広島市指令〇〇第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

広島市長　松　井　　一實　　印

広島市防災ライブカメラ設置補助金額確定通知書

　令和　　年　　月　　日付け広島市指令〇〇第　　号にて交付決定した広島市防災ライブカメラ設置補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 確定金額 | 円 |
| 支払済額 | 円 |
| 返納金額 | 円 |